

埼玉県の特定期間最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

令和7年12月作成

特定期間最低賃金件名	適用使用者数(人)	適用労働者数(人)
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金	152	4,844
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	103	2,375
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,332	35,110
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金	783	40,735
埼玉県各種商品小売業最低賃金	137	18,686
埼玉県自動車小売業最低賃金	2,817	24,783

【資料出所】

令和3年経済センサス活動調査を基礎として、その後の統計調査等により把握された事業所の廃止・労働者数の増減等を踏まえて推計したもの。